

南国市営住宅 令和8年9月入居者募集案内

南国市役所 住宅課

TEL : 088-880-6558 (直通)

HP の募集案内はこちらから→



受付期間

令和8年9月1日(火)～9月11日(金)(土日を除く)

受付時間 8:30～17:15 (12:00～13:00は除く)

※持参の場合、上記以外の時間での受付はできません。

※郵送の場合は9月11日(金)必着。

※いかなる理由があっても、受付期間を過ぎての受付はできません。

受付場所

南国市役所 3階 住宅課 住宅係

〒783-8501 南国市大桶甲 2301

募集住宅	A	東崎住宅	10号	(東山町3丁目10-18)
	B	岩崎住宅	6号	(幸町3丁目3-1)
	C	中央住宅	13号	(幸町2丁目3-13)
	D	高見団地B棟	206号	(元町1丁目6-8)

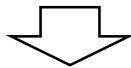
本誌目次

1	申込みから入居まで(スケジュール)	P 2 ～ P 3
2	申込みにあたっての注意事項	P 4
3	入居申込み資格	P 5 ～ P 6
4	収入の条件	P 6
5	入居資格収入認定額	P 6 ～ P 7
6	申込みに必要な書類	P 8 ～ P 9
7	緊急連絡先について	P 9
8	募集住宅の概要	P10 ～ P11
9	抽選方法について	P12 ～ P13
10	入居についての注意事項	P14
	よくある質問(Q&A)	P15
	月収額を計算する前に(参考)	P16 ～ P18
	募集住宅間取り図、所在地図	P19 ～ P25

1 申込みから入居まで（スケジュール）

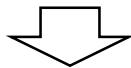
必要書類の提出

令和8年9月1日（火）～11日（金）の期間内に
住宅課へ必要書類の提出をお願いします。
※郵送の場合は令和8年9月11日（金）必着。



実態調査

市の職員が、滞納調査・暴力団調査及び現在のお住まいの住宅の
現地確認（外観など）を行います。



選考委員会

申込み内容及び実態調査を踏まえ総合的に判断します。



入居審査結果通知

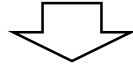
選考委員会での審査結果を通知します。
また選考された方には公開抽選会の開催についてご案内します。
（令和8年10月下旬ごろ通知文書発送予定）



公開抽選会および入居説明会

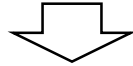
住宅別に抽選し、当選者・落選者・補欠者を決定します。
当選者には同日入居説明会をします。
（令和8年11月4日開催予定）





当選住宅の確認および各種手続き

当選された住宅の現地確認および請書（賃貸契約書）の提出などを行っていただきます。



入居開始

（令和8年11月末ごろから）

※各予定時期については変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

2 申込みにあたっての注意事項

- (1) 申込みは持参か郵送にてお願いします。
持参の場合、受付期間は令和8年9月1日～11日の8:30～17:15（平日12:00～13:00、土日を除く）です。この期間以外の受付はできません。
郵送による受付は令和8年9月11日必着です。
- (2) 申込みに必要な書類が不足している場合は受理できません。（郵送での提出も同様です。）
また、書類の内容に不備があった場合は住宅係から確認連絡をいたしますので、申込書に必ず電話番号を記載してください。
- (3) 現在公営住宅に入居している方の申込みは原則受理できません。
- (4) 申込者本人又は同居予定者に公租公課・各種料金等及び公営住宅使用料の滞納がある場合は、入居できません。
- (5) 家族を不自然に分割した申込みは受理できません。また、離婚調停中などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。
- (6) 南国市パートナーシップ登録簿に登録されたパートナー同士での申し込みが可能です。
- (7) 不正な申込が発見されたときは、当選資格または入居許可を取り消します。また、入居日までに世帯員の増減、勤務先の変更等により申込時と条件が異なった場合、速やかに申し出てください。申し出がないときは、取消しの対象となる場合があります。
- (8) 連帯保証人の設定は不要ですが、緊急連絡先を1人設定していただきます。
（詳しくは9ページ「7 緊急連絡先について」をご参照ください）
- (9) 入居者の決定は南国市営住宅入居者選考委員会により選考されます。
選考者多数の場合は抽選で決定いたします。
詳しくは12ページ以降の「9 抽選方法について」をご覧ください。
- (10) 選考に先立ち、市の職員が、滞納調査・暴力団調査及び現在のお住まいの住宅の現地確認（外観など）を行います。（前もって通知はいたしません。）

3 入居申込み資格

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び南国市パートナーシップ登録を受けた者を含む）があること。

ただし、入居決定者に市が通知する入居可能日から20日以内に全員が入居できることが条件です。

(注) 1 親族とは民法上の親族を意味します。

2 離婚調停中（裁判所の事件証明書等が必要）等の理由がない限り、夫婦を分割して申し込むことはできません。

※単身入居の場合、申込み締切日時時点で次のいずれかに該当することが必要です。

- 1 60歳以上の方
- 2 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳が1級から4級までの方
- 3 精神保健福祉法に規定する1級から3級までの障害の程度に該当する方
- 4 知的障害で上記精神障害に相当する障害の程度（B・2度～A・1度）に該当する方
- 5 戦傷病者特別援護法の規定により交付を受けた戦傷病者手帳が恩給法の特別項症～第1款症である方
- 6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- 7 生活保護法に規定する被保護者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」規定する支援給付を受けている方
- 8 海外からの引き揚げ者で日本に帰国した日から起算して5年を経過していない方
- 9 「らい病予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止されるまでの間（平成8年3月31日までの間）に、国立ハンセン病療養所その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- 10 DV被害者で配偶者暴力防止法等の法律の規定による保護が終了した日から5年または裁判所の命令の日から5年を経過していない方

- (2) 政令で定める収入基準に適合していること。

(6ページ「4 収入の条件」「5 入居資格収入認定額」を参照してください。)

- (3) 現に住宅に困っていることが明らかであり、次の選考基準のいずれかに該当すること。

なお、申請者本人及び同居予定者の中に持ち家のある方（自己所有者）がいる場合は原則入居ができません。（ただし、売却や差押え等により、持ち家でなくなることが証明できる場合を除きます。）

- 1 住宅以外の建物又は場所に居住している
- 2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している
- 3 他人の世帯と同居し著しく生活上の不便を受けている
- 4 住宅がないため親族と同居することができない

※次ページへ続く

- 5 住宅が狭く世帯人員が多過ぎて過密居住である
- 6 間どりと世帯構成との関係から衛生上有害又は風教上不適当な状況である
- 7 正当の理由による立退き(裁判所の判決・官公庁の命令その他)の要求を受けて立退先がない
- 8 住宅がないため勤務場所から著しく遠い地に居住している
- 9 収入に比して著しく過大な家賃を支払っている
- 10 住宅がないため結婚できない
- 11 その他住宅に困っている

- (4) 入居希望者全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号」に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 申込者本人及び同居予定者で外国籍の方がいる場合、その方が永住許可を受けている（特別永住者を含む）もしくは中長期在留者であること。

4 収入の条件

- (1) 所得税法で定められている所得を基に計算をします。（これを「収入認定」といいます。）
なお、非課税の所得は算入されません。

※非課税所得

雇用保険法による失業給付、傷病手当金、休業補償金、労災保険給付金、奨学金、生活保護法による扶助費、ひとり親世帯及び障害者世帯が受ける手当、障害者年金等、養育費等並びに遺族の受ける恩給・年金等

- (2) 収入認定に当たって、申請人と同居の親族（配偶者、子ども、パートナー等）に収入がある場合は合算されます。ただし、申請時点で無職の方は、就労中であった時の給与所得等は所得として算入されません。
- (3) 所得額は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の所得を基準として計算します。ただし、令和8年1月1日以降に就職をされた方、勤務先の変更をされた方は、現勤務先から支給された給与の明細（勤務の翌月から直近までの分）の証明書が必要です。
- (4) 令和7年1月1日以降に事業を始められた方は、令和7年分確定申告の収支明細書を持参してください。同じく1年間の推計所得額を算出して計算します。

5 入居資格収入認定額

- (1) 入居希望者全員の年間所得金額（給与所得者の場合は、「給与所得控除後の金額」）から、17、18ページの表にある控除を行い、12（ヶ月）で割った額（認定月額）が114,000円以下（但し、Dの住宅は158,000円以下）の世帯は入居資格があります。

また、下記（２）のア～キに該当する裁量世帯については、**１３９，０００円以下（但し、Ｄの住宅は２１４，０００円以下）**まで入居資格があります。

（２）裁量世帯

ア 心身障害者世帯

中度（Ｂ・１度）以上の知的障害、中度（２級）以上の精神障害、４級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第１号表の３第１款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯

イ 戦傷病者世帯

戦傷病者特別援護法第２条第１項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が特別項症から第６項症まで又は第１款症である方のいる世帯

ウ 原爆被爆者世帯

被爆者健康手帳を所持し、かつ、厚生大臣の認可を受けた方か、被爆者援護法施行規則第５１条各号に掲げる障害を伴う疾病にかかっている方のいる世帯

エ 高齢者世帯

６０歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の方である世帯（単身でもよい）

オ 引揚者世帯（中国残留邦人も含む）

海外からの引揚者で、日本に帰国した日から起算して５年を経過していない方のいる世帯

カ ハンセン病療養所入所者世帯

「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止されるまでの間（平成８年３月３１日まで）に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

キ 子育て世帯

同居者に小学校就学前の子どものいる世帯

※ 認定月額を計算する場合は、１６ページ以降の「**月収額を計算する前に（参考）**」をご一読ください。

6 申込みに必要な書類

(1) 市営住宅入居申込書（この募集案内に添付してあります）

選考委員会の資料となりますので、住宅困窮理由の欄にはできるだけ詳しく状況を記入してください。

(2) 住民票写し（申込者及び入居希望者が南国市に在住の場合は不要です）

市外に在住の方は、入居希望者全員のものがが必要です。

※ 本籍・筆頭者・続柄が省略されていないもの（親族関係を確認するために必要です）

※ マイナンバーの記載がないものをご提出ください。

※ 外国籍の方は国籍・地域、中長期在留者・特別永住者等の区分、在留資格・在留期間が記載されているものをご提出ください。（在留カードもしくは特別永住者証明書を提出できる場合は不要です）

(3) 戸籍謄本

入居時に同居予定の方で住民票で親族関係を確認できない場合に必要です。

(4) 市町村発行の所得課税証明書（令和8年1月1日時点で南国市に住民登録があった方は不要です）

住民登録がなかった方は、申込者及び入居希望者で児童・生徒及び学生を除く全員の令和8年度（令和7年分）所得課税証明書が必要です。

※ 就労していない方で収入所得が0円でも、所得額0円の証明が発行されますので、添付してください。

※ 所得課税証明書は、令和8年1月1日時点で住民登録をしている市町村で発行します。（市町村によっては証明書の名称が異なる場合があります。所得情報と課税情報の両方が必要となります。）

※ 生活保護受給中の方についても所得課税証明書が必要です。

(5) 離職票又は雇用保険受給資格者証の写し

給与所得者だった方で、申込み時点で無職となった方は提出してください。

(6) 給与等の収入を証明できるもの

令和8年1月1日以降に就労または勤務先の変更などにより収入額に変動があった方については変動後の給料明細等が必要です。

(7) 入居申し込みに関する調査同意書（この募集案内に添付してあります）

公租公課の収納状況、及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2項第6号」に規定する暴力団員でないことを関係機関に照会することについての同意書が必要です。入居希望者で別居中の者がいる場合、もしくは同居しているが住民票上別世帯の者がいる場合は、それぞれの調査同意書が追加で必要になります。

- (8) 賃貸借契約書（申請時に借家などに居住している方）
※ 賃貸借契約書がない場合は担当者にご相談ください。
- (9) 婚約の証明（婚約者と入居する場合）
双方の親、仲人又は媒酌人が証明する婚姻誓約書兼婚姻予定証明書（本市住宅課作成様式）、結婚式場の申込書等（写し）のいずれかを提示してください。
- (10) 優遇抽選チェック表（この募集案内に添付してあります）
該当する項目によっては、手帳や証明書の提出が必要になります。
- (11) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳
- (12) 南国市パートナーシップ登録証（カード型の登録証でも可）
パートナー同士で申し込みをする場合は、それぞれの方に交付された登録証が必要です。
- (13) 外国籍の方については、国籍地域、中長期在留者・特別永住者等の区分、在留資格、在留期間を確認できるもの
在留カード、特別永住者証明書、住民票等、いずれかの提出が必要です。

※ 申し込み書類が不足している場合は受付できませんのでご注意ください。

7 緊急連絡先について （※申込時点では手続き不要です）

- (1) 緊急連絡先になる方の要件等
入居に際しては、緊急連絡先になる方が1名必要です。緊急連絡先になる方には、必要に応じて次の連絡を差し上げることがあります。（連帯保証人は不要です）
- ① 入居者が住宅使用料又は共益費を滞納している場合に、納付指導を依頼します。
 - ② 入居者が近隣住民とトラブルを起こした場合に、対応相談を行います。
 - ③ その他、入居者と緊急で連絡を取る必要がありながら連絡が取れない場合に、連絡します。

※ 緊急連絡先になる方は、「現在の居所を証明するもの」（住民票、運転免許証の写し等）の提出をお願いします。

※ 緊急連絡先になる方は、入居者の家賃等の金銭債務を負うことはありません。

8 募集住宅の概要

A. 東崎住宅 10号

所在地	竣工年	階層	月額家賃	募集戸数
東山町3丁目10-18	昭和61年	RC造 2階建	21,800円 ～ 52,100円	1戸
基本設備：バランス釜、下水道接続済 (※家電、給湯器、シャワー、カーテンレールは附帯しません。)				

B. 岩崎住宅 6号

所在地	竣工年	階層	月額家賃	募集戸数
幸町3丁目3-1	平成元年	RC造 2階建	22,800円 ～ 55,400円	1戸
基本設備：バランス釜・下水道接続済 (※家電、給湯器、シャワー、カーテンレールは附帯しません。)				

C. 中央住宅 13号

所在地	竣工年	階層	月額家賃	募集戸数
幸町2丁目3-13	平成7年	RC造 2階建	21,900円 ～ 52,200円	1戸
基本設備：バランス釜・下水道接続済 (※家電、給湯器、シャワー、カーテンレールは附帯しません。)				

D. 高見団地B棟 206号

所在地	竣工年	階層	月額家賃	募集戸数
元町1丁目6-8	平成20年	RC造 2階建 2階	17,900円 ～ 57,400円	1戸
基本設備：給湯器、シャワー、下水道接続済、カーテンレール ※家電は附帯しません。 ※家賃のほかに、共益費100円が毎月かかります。				

- ※ 下水道を使用する住宅は別途下水道料金が必要です。
- ※ 19ページ以降に各住宅の間取り図、所在地図を掲載しています。
(HPに住宅の写真やGoogleマップのリンクを掲載しています)
- ※ 物件の内覧については美装工事の日程の都合上、入居説明会の日以降となります。
- ※ 公開抽選会にて希望者のなかった住宅については、抽選の当選者以外の方から再度入居希望者を募ります。それを踏まえ、各住宅の情報をご確認ください。
- ※ 毎月の家賃額は、表中の月額家賃の範囲内から世帯の月収額に応じて年度単位で決定します。(月収額の計算方法はP16～18を参照)
- ※ 家賃の基準額は建物の規模、経過年数等に応じて毎年度決定され、変動があります。
表中の月額家賃は令和8年度の金額です。

9 抽選方法について

入居者の決定は南国市営住宅入居者選考委員会により選考されますが、選考者多数の場合は抽選で決定します。その場合の抽選方法は次のとおりです。

(1) 抽選方法について

入居を希望する住宅を「希望住宅記入用紙（事前送付）」へ記入し、抽選会当日に提出いただきます。A の住宅から順番に各住宅希望者の抽選番号（入居審査結果通知文書に記載）が付された球を回転抽選器に投入し抽選します。（抽選器は市の職員が回します）

※ 希望者のない住宅がある場合、全住宅の抽選終了後、当選者以外の方から再度希望者を募ります。抽選会当日までに第2希望以降の住宅もご検討ください。

(2) 抽選の玉数について 《優遇抽選》

玉数は抽選者全員に最低1玉ありますが、下記の要件を満たす者には“優遇措置”として玉数が加算されます。ただし、抽選の玉数は最高4玉とします。（4つ以上要件に該当した場合も加算は3玉となります。）

※ 抽選玉数については、入居審査結果通知文書によりお知らせします。

心身障害者世帯	B1以上の知的障害、2級以上の精神障害、4級以上の身体障害のいる世帯、恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者がいる世帯
原爆被害者世帯	被爆者健康手帳を所持し、かつ厚生労働大臣の認可を受けた方、被爆者援護法施行規則第51条各号に掲げる障害を伴う疾病にかかる方がいる世帯
高齢者世帯	60歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である世帯（単身でもよい）
引揚者世帯 （中国残留邦人も含む）	海外からの引揚者で、日本に帰国した日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
子育て世帯	同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯
ひとり親世帯	生計を一にする子（年間所得48万円以下の方で、他の者の扶養親族でない23歳未満の子）がいるひとり親世帯
連続落選者	2回以上連続して落選した方
DV被害者	DV関連法の規定する保護又は裁判所の命令日から5年経過していない方がいる世帯
多子世帯	18歳未満の子が3人以上いる世帯

※ 玉数は人数によるカウントはしません。該当項目1つに対し1玉加算とします。

※ 子育て世帯、ひとり親世帯、多子世帯については、すべて該当しても玉数は2玉が上限です。

【抽選イメージ】

<優先的抽選方法>

同じ住宅で次の3名の申込みがあった場合、

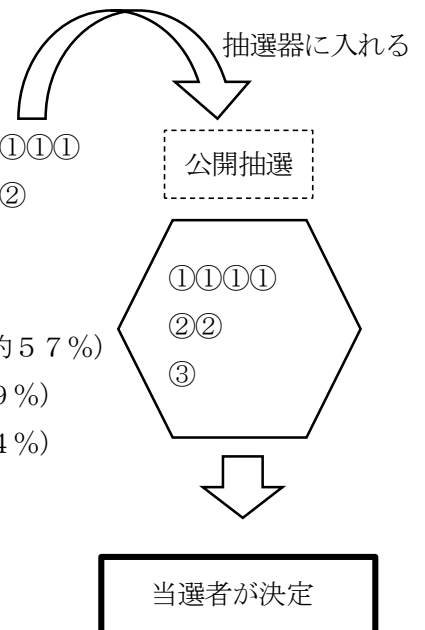
- ・ 3つ以上の要件に該当する者（抽選番号の玉は4個）・・・ ①①①①
- ・ 1つの要件に該当する者（抽選番号の玉は2個）・・・ ②②
- ・ 要件に該当しない者（抽選番号の玉は1個）・・・ ③

当選倍率は 3つ以上の要件に該当する者 → 7個中4個が当選（約57%）

1つの要件に該当する者 → 7個中2個が当選（約29%）

要件に該当しない者 → 7個中1個が当選（約14%）

となり、優先要件が多い申込者が当選する確率が高くなる方式です。



10 入居についての注意事項

※入居後の注意事項ですが、申込前にも必ずご一読ください。

- (1) 入居可能日から20日以内に入居してください。

今回の募集による実際の入居可能日は、令和8年11月末ごろを予定しています。

- (2) 入居に際しては、**連帯保証人の設定は不要ですが、入居者以外で緊急連絡先になる方が1名必要**となります。(9ページ「7 緊急連絡先について」をご参照ください)

- (3) 入居に際しては、**入居時の決定家賃の3ヶ月分の敷金が必要**となります。これは、債務不履行がなければ、退去時に返還しますが、不払い賃料がある場合や故意過失により、住宅を滅失毀損させた場合の損害金債権がある場合は、それを控除して返還します。

- (4) 家賃は、毎年入居者に収入の申告をしていただき、収入に応じて決定します。

したがって、収入等により、毎年家賃が変わる場合がありますので、ご承知ください。

収入申告をしない場合は、近隣の民間家賃と同程度の家賃となります。

なお、入居後3年以上経過し、収入超過基準を超える収入がある方は「収入超過者」と認定され、住宅を明け渡すよう努めていただくとともに、割増家賃を課せられます。また、入居後5年以上経過し、直近2年間引き続き政令で定める収入基準を超える高額の収入がある方は「高額所得者」と認定され、一定の期間を定め住宅の明渡しを請求されます。

- (5) 世帯の所得が低額であるなど、事情に応じて家賃の減免制度が利用できる場合があります。す。制度の概要については住宅課までご相談ください。

- (6) 入居後は、自治会活動にご協力をお願いします。

- (7) 入居後は、家賃とは別に共益費、自治会費等が必要になる場合があります。

- (8) 他の入居者の迷惑となるため、動物(犬、猫等)の飼育は禁止します。

入居の際に誓約書を提出していただきます。

- (9) 駐車場は一戸につき一台のみ利用可能です(戸建て物件を除く)。

- (10) 入居後、生活状況に合わせて模様替えをおこなう際には事前の申請と許可が必要です。
(工作物の設置、模様替え、インターネット回線の引き込み工事等が該当します。)

- (11) 児童・生徒がいる世帯については、**校区の変更による転校手続き**が必要になる場合がありますので、事前に学校教育課へご相談ください。

よくある質問 (Q&A)

※一部内容が重複していますが、お問い合わせの多い内容をまとめています。

Q. 単身でも入居できますか。

A. 単身入居の場合、複数名での入居とは別に条件がございます。詳細は P5 をご覧ください。

Q. 公租公課の滞納があり、分納で支払いをしていますが、入居できますか。

A. 申込時点で滞納がある場合、分納の有無にかかわらず市営住宅には入居できません。

Q. 入居にあたり初期費用は必要ですか。

A. 市営住宅へ入居決定してから当市が指定する期間内に敷金（最初に決定した家賃の 3 ヶ月分）をお支払いいただく必要があります。

また、一部の住宅には給湯器等の設備がついていないものがございますので、設置する場合は入居者の方でご負担いただく必要があります。各住宅の設備については P10 をご覧ください。

Q. いつから市営住宅には引っ越しできますか。

A. 今回の募集では令和 8 年 1 1 月末ごろから鍵のお渡しを予定しています。鍵のお渡しまで荷物の運び込みはできませんので、現在の賃貸等の退去の時期にご注意ください。

Q. 市営住宅には駐車場はありますか。

A. 戸建て以外の住宅は 1 戸につき一台のみ駐車可能です。戸建ての住宅は住宅敷地内への駐車をお願いしています。

Q. ペットを飼っていますが、ペットを連れて入居できますか。

A. 市営住宅ではペットの種類にかかわらず、飼育を禁止しています。

月収額を計算する前に（参考）

月収額を計算する前に、次のことを確かめてください。

① あなたの同居親族又は同居しようとする親族と扶養親族の数は何人ですか？

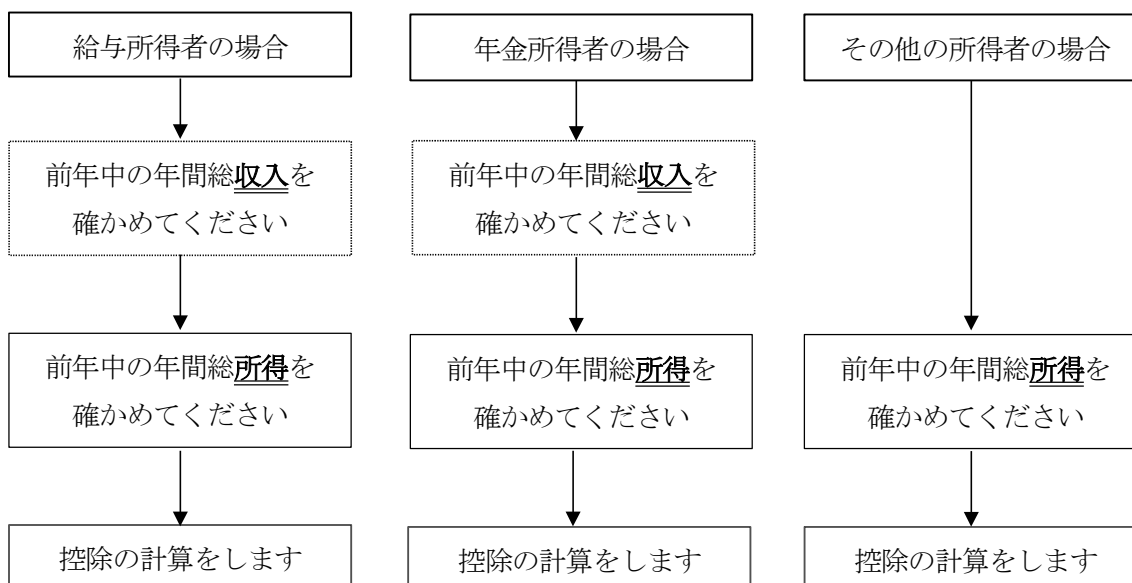
同居親族とは？	入居しようとする親族（本人を除く）のことをいいます。
同一生計配偶者とは？	出稼ぎ等の事情があつて別居している配偶者のことをいいます。
扶養親族とは？	入居しない遠隔地の扶養親族のことをいいます。

② あなたの世帯の総収入金額及び総所得金額はいくらですか？

③ あなたの所得は、給与所得ですか？ 年金所得ですか？ その他の所得（事業所得等）ですか？

給与所得とは？ 俸給、給料、賃金、賞与などの所得です。 たとえば、会社員、店員パート、事業従事者などの収入をいいます。 給与所得の場合の総収入金額とは、賞与、手当等を含んだ金額です。	年金所得とは？ 厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。 たとえば、老齢年金、退職年金等をいいます。 その他、法律により非課税とされる各種年金（障害・遺族・福祉年金等）については含みません。	その他の所得とは？ 事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得等の所得です。 たとえば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。 税の申告をしていない方は、速やかに申告した上で、所得金額を十分確認してください。
---	---	--

★ 月収額算出のながれ



※次のページへ続きます。

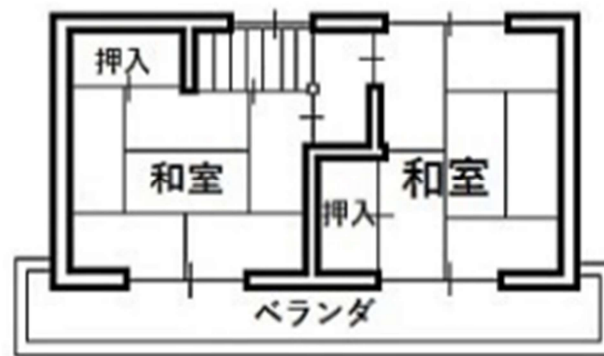
- ④ あなたの家族の月収額が、次の表の基準を超えないかどうかを確かめてください。基準にあてはまらない時は、入居資格がありません。

☆A、B、Cの住宅			
一般世帯	→	114,000円以下	
裁量世帯	→	139,000円以下	
☆Dの住宅			
一般世帯	→	158,000円以下	
裁量世帯	→	214,000円以下	

所得控除の種類及びその範囲と控除額

	控除対象者	対象者の範囲	控除額 (1人当り年額)
所得控除	1.給与所得等	入居申込者又は同居親族のうち、所得税法上の給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	その人の所得から10万円を限度として控除する
一般控除	2. (1)同居親族 (2)同一生計配偶者 (3)扶養親族	(1)入居しようとする親族（入居申込者を除く） (2)出稼ぎ等の事情があつて別居している配偶者 (3)就学等事情があつて別居している扶養親族 ※(2)と(3)については、年間所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限る	38万円
その他控除	3-1.寡婦	入居申込者又は同居親族のうち、次のいずれかに該当する女性でひとり親に該当しない方 ①夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族がいて、年間所得金額が500万円以下で、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方 ②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が不明の方で、年間所得金額が500万円以下で、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方 (※次のページへ続きます)	その人の所得から27万円を限度として控除する

	3-2.ひとり親	入居申込者又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が不明の方で、以下の条件を満たす方 ①生計を一にする親族である子（年間所得が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる ②年間所得金額が500万円以下である ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない	その人の所得から35万円を限度として控除する
その他の控除	4.		
	(1)老人同一生計配偶者	(1)出稼ぎ等の事情があつて別居している満年齢70歳以上の配偶者	10万円
	(2)老人扶養親族	(2)満年齢70歳以上の扶養親族	
	5.特定扶養親族	満年齢16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
	●障害者	入居申込者又は同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で次に該当する方	
	6.障害者	心身障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳を交付された所得税法の障害者控除の対象者等で下記の特別障害者に該当しない方	27万円
	7.特別障害者	所得税法の特別障害者控除の対象者 ①重度の知的障害者（A1、A2） ②精神障害者（1級） ③身体障害者（1級、2級） ④戦傷病者で障害の程度が恩給法に定める特別項症から3項症までの該当者 ⑤原爆被爆者で、負傷、疾病が原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑥常に就寝を要し複雑な介護を要する方 ⑦満年齢65歳以上の方で、障害の程度が①、③と同程度であることの認定を市町村長等から受けている方	40万円



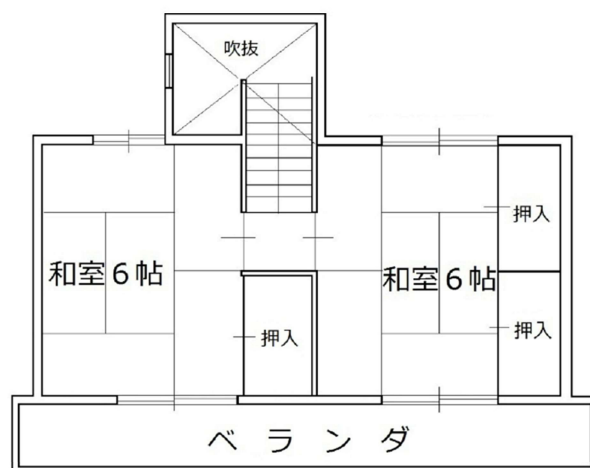
2 階



1 階

住宅専有面積
85.22 m ²

A 東崎住宅 10号



2階

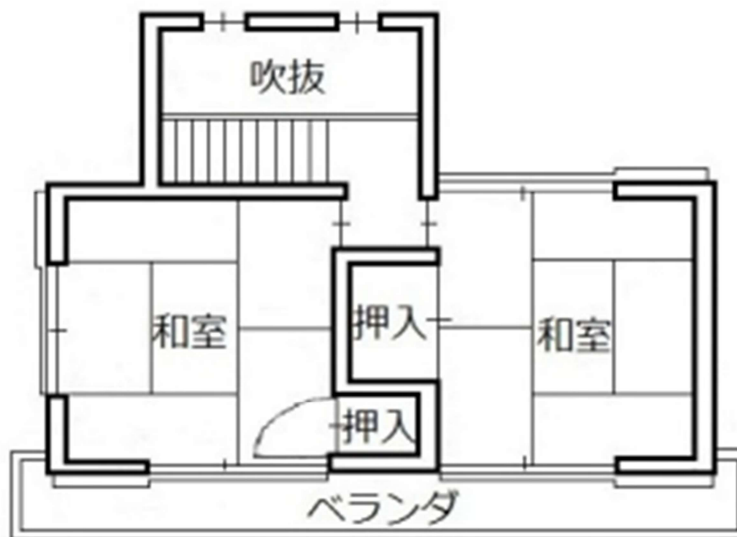


1階

住宅専有面積

85.19 m²

B 岩崎住宅 6号



2階

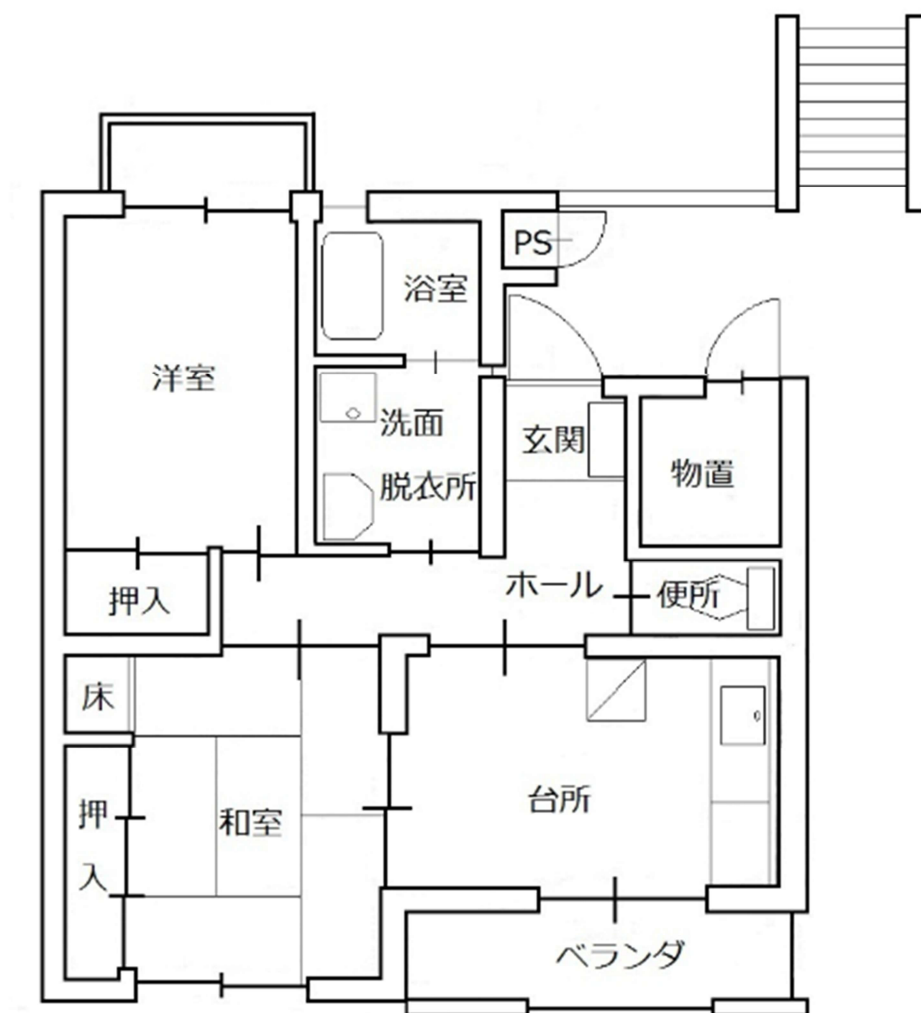


1階

住宅専有面積

79.80 m²

C 中央住宅 13号



住宅専有面積
56.34 m ²

D 高見団地B棟 206号



